

環境技術実証事業実施要領の改定の方向性（案）

平成 29 年 1 月 25 日

資料作成の説明

本資料は、環境技術実証事業実施要領（以後、事業実施要領という。）の改定案を示すものである。

現行の事業実施要領改定案をベースとして、ISO14034 の該当部分を参照するとともに、改定部分については備考欄で理由を示した。

表 1 平成 28 年度環境技術実証事業実施要領の改定案と ISO14034 の比較

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
環境技術実証事業実施要領	—	—
平成 29 年 4 月 1 日 環境省総合環境政策局総務課 環境研究技術室	—	—
序 総則 1. 目的 環境技術実証事業（以下、「実証事業」という。）は、既に適用可能な段階にありながら、その環境保全効果、副次的な環境影響、その他環境の観点から重要な性能（以下、「環境保全効果等」という。）についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、環境保全効果等を第三者が客観的に実証することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の利用者による技術の購入、導入等にあたり、環境保全効果等を容易に比較・検討し、適正な選択を可能にすることにより、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展に資することを目的とする。	4 一般原則及び要求事項 4.1 原則 4.1.1 一般 環境技術実証(ETV)の目的は、環境技術のパフォーマンスに関して、信用できる公平な説明を提示することである。実証が、正確に、明確に、曖昧なところなく、客観的に実施及び報告されるよう徹底するため、環境技術実証(ETV)は、幾つかの原則に基づいたものとなっている。	—
2. 「実証」の定義 本実証事業において「実証」とは、環境技術の開発者でも利用者でもない第三者機関が、環境技術の環境保全効果等を試験等に基づき客観的なデータとして示すことをいう。 「実証」は、一定の判断基準を設けて、この基準に対する適合性を判定する「認証」とは異なる。	3.1.2 実証機関(verifier) 実証機関:環境技術実証を実施する組織	—
3. 実施体制	—	—

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
本実証事業においては、実証手法・体制が確立するまでの間及び新たな特定技術実証については、手数料を徴収せず、国が費用の大部分を負担する（以下、「国負担体制」という）。しかしながら、受益者負担の観点から、技術分野ごとに実証開始から２年間程度を目安として、技術実証を受けることを申請する者（開発者、販売店等。以下、「実証申請者」という。）から手数料を徴収する体制（以下、「手数料徴収体制」という）に移行する。		
４．対象技術分野 環境省は、本実証事業において対象とする技術分野について、技術の動向、市場の要請、社会的必要性等を踏まえて設定する。また、既存対象技術分野に属さない技術については、「テーマ自由枠」として公募・実証する。	—	新規実証技術分野の設定について、テーマ自由枠を設定した以上、新規実証技術分野の設定は現実的ではないため削除する。
５．データの活用 実証事業における技術実証のメリットを増すため、環境省においても、実証済み技術の環境保全効果等データについて、本実証事業以外の事業等における活用を積極的に検討することとする。	—	—
６．実施方法に関する特例措置 環境省は、国負担体制から手数料徴収体制への移行に際し、なお解決すべき課題がある場合には、３の規定によらず、それらの課題の解決を優先し、国負担体制を継続することができる。ただし、この場合においても、環境技術実証事業運営委員会及び技術実証検討会の助言を踏まえ、最低限の確認試験を行う等、可及的速やかな手数料徴収体制の確立に努めることとする。	—	編集上の整理を行った。
７．情報公開等に関する基本的考え方 環境省、実証運営機関及び実証機関は、本実証事業の実施に際し、各	—	—

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
種メディアを通じ情報公開に努めるとともに、各種イベント等を通じ普及啓発に努めることとする。 環境省は、省内外の公的機関及び地方公共団体が実施する類似の環境関連の技術実証制度や認証制度等についての情報を随時収集し、ウェブサイトを設置する等、適切な情報提供に努めることとする。また、環境省は、海外の類似制度についても、相互に情報交換に努め、本実証事業のウェブサイト等において情報提供に努めることとする。		
8. ISO14034・ISO17020 への対応 環境省は、ISO14034 に準拠した文書として本要領を作成する。ISO14034 が改定等された場合は、環境省は本要領の改定を検討するものとする。 また、実証機関が実証を行う際には、ISO14034 及び ISO/IEC17020 の要求事項を適用し、要求事項に対する適合性が担保されなければならない。	2 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、記載の年の版を適用し、年の記載のないものは、その最新版（追補を含む）を適用する。 ISO/IEC 17020:2012 適合性評価 ー 検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項 ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項 4.2 要求事項 <u>環境技術のパフォーマンスを実証する際には</u>、本国際規格及び ISO/IEC 17020:2012 の要求事項を適用し、要求事項に対する適合性が実証されなければならない 本国際規格と ISO/IEC 17020:2012 の関係を附属書 A に示す。	引用規格を明示した。 改定案記載の「実証を行う」は、ISO 記載の「環境技術のパフォーマンスを実証する」を示す。 改定案記載の「適合性を担保」は、ISO 記載の「適合性が実証される」を示す。
実施体制は以下のとおり。 ○ 国負担体制：テーマ自由枠（原則）	ー	平成 28 年度の分野見直しの結果、地球温暖化対

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
○ 手数料徴収体制：中小水力発電技術分野、自然地域トイレし尿処理技術分野、有機性排水処理技術分野、閉鎖性海域における水環境改善技術分野、湖沼等水質浄化技術分野、ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）、ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム） ○ 休止中の技術分野：酸化エチレン処理技術分野、化学物質に関する簡易モニタリング技術分野、ヒートアイランド対策技術分野（空冷室外機から発生する顕熱抑制技術）、VOC処理技術分野（ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術）、非金属元素排水処理技術分野（ほう素等排水処理技術）、VOC処理技術分野（中小企業向けVOC処理技術）、ヒートアイランド対策技術分野（IT機器等グリーン化技術）、VOC等簡易測定技術分野、地球温暖化対策技術分野（照明用エネルギー低減技術）		策技術分野（照明用エネルギー提言技術）を休止することが決まったため、要領に反映する。 実施要領に記載の、※以下の文章は自明であるため削除する。
第1章 実証事業の実施体制 1. 環境省 環境省は、実証対象技術分野の選定、実証運営機関の選定、実証試験方法の技術開発、実証事業実施要領（以下「本実施要領」という）の策定・改定、実証要領の承認、実証機関の選定の承認、実証報告書の承認、ロゴマーク及び実証番号の管理及び交付、ウェブサイトによる実証試験結果等関連情報の公表の他、実証事業全体の方針策定及び運営管理を行う。また、方針策定、運営管理及び実証手法・体制の確立に向けた総合的な検討を行う。	—	「実証試験要領」は「実証要領」、「実証試験結果報告書」は「実証報告書」とする。 これは、実証機関が行うことが「実証」であるため、「実証試験」としてしまうと定義が狭くなり、適当ではないと考えためである。 以下、同様に修正をする。
2. 実証運営機関 （1）環境省は、実証運営機関として、1 機関を設置することができる。ただし、必要に応じて、環境省が実証運営機関となることができる。この場合、必要に応じて、本実施要領の「実証運営機関」を「環境省」に読み替える。	—	新規実証技術分野の設定について、テーマ自由枠を設定した以上、新規実証技術分野の設定は現実的ではないため削除す

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
（２）実証運営機関は、各実証機関の事業実施結果（実証報告書を含む）に関する評価、本事業の普及を図るための企画・立案及び広報・普及啓発活動、技術分野の設定のための調査・検討、本実施要領の改定案の作成、実証要領の策定又は改定、実証機関の公募・選定、テーマ自由枠実証対象技術及び実証機関の公募・選定、既存実証技術分野の見直しに関する検討、ロゴマーク及び実証番号の交付事務及び管理事務の補佐、本実証事業のウェブサイトに係るコンテンツ作成等、並びに事業の円滑な推進のために必要な調査等を実施する。また、必要に応じて、環境省の同意を得て、実証試験方法の技術開発を行うことができる。		る。 以下、該当部分は同様の対応とする。
３．環境技術実証事業運営委員会 （１）実証運営機関は、環境技術実証事業運営委員会（以下、「実証事業運営委員会」という。）を、実証運営機関に設置する。 （２）実証事業運営委員会は、有職者（学識経験者、ユーザー等）により構成され、実証対象技術に関し、公正中立な立場から議論を行う。 （３）実証事業運営委員会の会合は、原則として公開で開催する。ただし、議論の内容に企業秘密を含む場合等、非公開とすることが適切と判断される場合は、非公開とすることができる。	—	—
（４）実証事業運営委員会は、実証運営機関が行う実証事業の運営に関する以下の事項について、専門的知見に基づき検討・助言を行う。 ・各実証機関の事業実施結果（実証報告書を含む）に関する評価 ・本事業の普及を図るための企画・立案及び広報・普及啓発活動 ・本実施要領の改定案の作成 ・実証要領の策定又は改定	—	「応募事業の審査」の語句が意味不明であるため削除し、「実証技術の選定」という言葉に改めた。

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
・実証機関の選定 ・テーマ自由枠実証対象技術の選定 ・新規実証技術分野の設定及び既存実証技術分野の見直し ・本実証事業のウェブサイトに係るコンテンツ作成等 ・その他事業の運営に係る事項		
（５）事業の効率的な実施に資する場合には、実証事業運営委員会の下に、必要に応じて、小委員会を設置し、検討を行うことができる。	—	—
４．実証機関 （１）環境省は、実証機関として、各技術分野及びテーマ自由枠実証対象技術に原則１機関を設置する。ただし、実証事業の円滑な実施にあたり、複数の実証機関を設置することが必要と認められる場合には、複数の実証機関を設置することができる。この場合、実証要領案の作成等を代表して行う実証機関を任命することができる。	—	—
（２）実証機関は、分野別実証要領案の作成、実証手数料の詳細額の設定及び徴収（手数料徴収体制の分野に限る。）、実証対象技術の企業等からの公募、実証対象とする技術の設定・審査、実証計画の策定、技術の実証（実証試験の実施等）、実証報告書（詳細版及び概要版）の作成、実証試験結果報告書の環境省への報告並びにロゴマーク及び実証番号の交付事務を行う。	5.5.2 実証総括書 実証報告書を要約した短い文書を作成しなければならない。この文書には、最低限、次の事項を盛り込まなければならない。	概要版は現時点でも、実証試験結果報告書内で概要版と詳細版を収載している。現状の対応を明示する。
（３）実証機関は、実証にあたり、他の機関に、試験等を委託等することができる。ただし、当該機関は、試験実施後に報告書を作成し、実証機関の検収を受けなければならない。	３ 用語及び定義 3.1 組織に関する用語 3.1.3 試験機関(test body) ・試験機関:環境技術の試験を実施及び報告するための、試験環境、試験遂行、手段を提供する組織	試験機関は実証機関の一部という位置づけである。環境技術実証にあたっては実証機関の存在が必須であるため、試験機関についての用語は記載しない。
５．技術実証検討会	—	—

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
（１）実証機関は、技術実証検討会を実証機関に設置する。 （２）技術実証検討会は、実証対象技術に関する有識者（学識経験者、ユーザー等）により構成する。 （３）技術実証検討会は、実証機関が行う事務のうち、実証要領案の作成又は改定、実証対象とする技術の選定、実証計画の策定、技術の実証（実証試験の実施等）、実証試験結果報告書の作成等について、実証機関に対し、専門的知見に基づき検討・助言を行う。また、技術実証検討会は当該分野に関する専門的知見に基づき実証事業運営委員会を補佐する。 （４）各技術分野における効率的な実証に資する場合には、技術実証検討会の下に分科会を設置し、検討を行うことができる。		
6. 実証申請者 （１）実証申請者とは、技術の開発者や販売店等であり、実証機関等の技術公募に対し応募する者をいう。 （２）実証申請者は、本実施要領の規定に従って、申請書の作成や実証報告書及び報告書概要版の確認等を行う。 （３）当該年度における技術公募のために相談する者については、実証申請者と同様の扱いとする。 （４）当該年度の実証が終了し、ロゴマークが交付された時点で、実証申請者は実証終了者となる。	—	申請者の定義、範囲を明記する。
第２章 対象技術分野の設定 1. 環境省は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術から、技術の動向、市場の要請、社会的必要性等も踏まえ、実証対象とする技術分野を定める。技術分野の選定にあたっては、必要に応じ実証事業運営委員会の助言を得つつ、以下の観点をふまえることとする。 （１）開発者、ユーザー（地方公共団体、消費者等）から技術実証に対するニーズのある技術分野	—	—

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
(2) 普及促進のために技術実証が有効であるような技術分野 (3) 既存の他の制度において技術実証等が実施されていない技術分野 （ただし、地方公共団体等で既に技術実証等が実施されているものの、環境省がこれを支援することでさらに効果的な事業となる可能性がある技術分野を除く。） (4) 実証が可能である技術分野 ① 予算、実施体制等の観点から技術実証が可能である技術分野 ② 実証要領が適切に策定可能である技術分野 (5) 環境行政（全国的な視点）にとって、当該技術分野に係る情報の活用が有用な分野		
2. 環境省は、一度選定した対象技術分野について、1. に示した観点に照らし実証を行うことが不適切となった場合や、対象技術の公募に対する応募が見込めなくなった場合等合理的な理由がある場合には、必要に応じ実証事業運営委員会の助言を得つつ、対象技術分野を一時的又は継続的に休止又は廃止することができる。ただし、対象技術分野を休止又は廃止した場合には、休止又は廃止した旨及びその理由を公表することとする。また、一度選定した対象技術分野について、実証事業の円滑な運営の観点から、必要に応じて技術実証運営検討会の助言を踏まえつつ、他の対象技術分野と統合又は分割することができる。	—	—
	—	テーマ自由枠を作った以上、記載不要とする
第3章 実証運営機関の選定 1. 実証運営機関の選定の手続 (1) 環境省は、実証運営機関を募集する。 (2) 実証運営機関となることを希望する機関は、環境省の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証運営体制等に関する関係書類を、環境省に提出し申請する。 (3) 環境省は、(2) の申請を受け、2. の観点を考慮し、実証運営機関を選定する。 (4) 環境省は、(3) で選定された実証運営機関と委託又は請負契約を締結し、実証運営機関は、本実施要領の規定に従い、事業を行う。	—	—

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
2. 実証運営機関選定の観点 実証運営機関の選定にあたっては、以下の観点を参考にしつつ、実証運営機関に求める要件を明確にした上で、書面審査及び必要に応じてヒアリング審査を行う。 （１）実証運営機関業務に対する姿勢 ・環境技術の普及のため、実証運営機関業務を意欲的に遂行する姿勢が認められること。	—	編集上の修正
（２）組織・体制 ・実証運営機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること ・JISQ9001（ISO9001）「品質マネジメントシステム要求事項」に準拠した品質管理システムを構築していること ・構築した品質管理システムを文書化し実施すること・定期的な内部監査を実施すること ・実証運営業務にかかる記録の保持を実施すること （３）技術的能力 ・環境技術分野全般に関する十分な実績・知見を持つ人員を有していること （４）業務の実施方法等 ・業務の実施方法、実施計画が適正であること。	—	ISO には、実証運営機関に関する規定はない。実証機関については、これまでも、9001 に準じることを事業実施要領で規定されてきた。
（５）公平性の確保 ・実証機関の選定等の各手続きにおいて、実証機関によって与える情報や対応が異なるおそれがないこと ・実証運営業務で知り得た技術情報等の機密保持手続が、実証機関、実証申請者等により異なるおそれがないこと ・実証機関が行う実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続において、実証機関に対し、実証申請者により情報や対応が異なるような影響を及ぼすおそれがないこと （６）公正性の確保 ・特定の実証機関、実証申請者等への助言その他行為により、実証運	—	—

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
営事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと ・ 特定の実証機関及び実証申請者等との利害関係により、実証機関の選定等の各手続に影響を及ぼすおそれがないこと ・ 特定の実証申請者等との利害関係により、実証機関が行う実証対象技術の審査及び実証試験の運用等の各手続に影響を及ぼすおそれがないこと ・ 実証機関や実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること （７）経理的基礎 ・ 実証運営機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること ・ 定期的に会計監査を実施すること （８）経費積算等の妥当性 ・ 環境省が定める仕様に基づき、適正に実証運営業務を行えるよう経費の積算がなされていること		
第４章 実証機関の選定 １．実証機関の選定手続 （１）実証運営機関は、対象技術分野（テーマ自由枠については対象技術）ごとに、実証事業運営委員会の検討・助言を踏まえ、実証機関を募集する。なお、その必要がある場合には、環境省が自ら実証機関となることができるが、その際、関係する機関の応募意志を阻害しないことを前提とする。 （２）実証機関となることを希望する機関は、実証運営機関の定める申請書及び外部に委託する予定の事務を含めた実証体制等に関する関係書類を実証運営機関に提出し、申請する。	—	—

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
（３）実証運営機関は、（２）の申請を受け、２．の観点を検討し、実証事業運営委員会の検討・助言を踏まえ、予算の範囲内において、実証機関を選定する。環境省は、予算の範囲内において、実証機関の選定結果を承認する。 （４）環境省は、（３）で選定された実証機関と委託又は請負契約を締結し、実証機関は、本実施要領の規定に従い、事業を行う。		
２．実証機関選定の観点 実証運営機関は、実証機関の選定にあたり、以下の観点を参考にしつつ、実証機関に求める要件を明確にした上で、書面審査、及び必要に応じてヒアリング審査を行う。 （１）組織・体制 ・実証機関としての役割を果たす十分な体制、人員が確保されていること ・組織間の具体的な役割分担、責任体制が明確であること ・JISQ17020（ISO/IEC17020）「適合性評価－検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項」、試験にあたっては JISQ17025（ISO/IEC17025）「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」等に準拠した品質管理システムを構築していること ・構築した品質管理システムを文書化し実施すること ・定期的な内部監査を実施すること ・実証業務に係る記録の保持を実施すること	２．引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、記載の年の版を適用し、年の記載のないものは、その最新版(追補を含む)を適用する。 ISO/IEC 17020:2012 適合性評価 — 検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項 ISO/IEC 17025 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項	ISO 対応として、17020 及び 17025 に準じるよう、変更する。 ISO 対応の担保については、環境省が研修会及び相談会を実施することで担保する。
（２）技術的能力 ・実証対象技術分野（テーマ自由枠については対技術）に関する十分な実績を有していること ＊ 新たに設立される法人については、実証対象技術分野（テーマ自由枠については対象技術）に関する十分な実績を持つ人員を有していること ・実証試験を実施する技術的能力を有する十分な人員、試験設備を有していること（必要に応じ、実証試験の一部又は全部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることは妨げない） ＊ 試験等の一部を他の機関に委託、請負等を行う機関については、上記（１）、（２）の観点を踏まえ、十分な組織・体制及び技術的	３ 用語及び定義 ３．１ 組織に関する用語 ３．１．２ 実証機関(verifier) 実証機関：環境技術実証を実施する組織	—

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
能力を擁する組織と連携する等により、実証機関としての役割を果たせる体制が明確であること ・業務の実施方法、実施計画が適正であること。		
（３）公平性の確保 ・実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続において、実証申請者によって与える情報や対応が異なるおそれがないこと ・実証業務で知り得た技術情報等の機密保持手続が、実証申請者等によって異なるおそれがないこと	—	—
（４）公正性の確保 ・特定の実証申請者等への助言その他行為により、実証の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと ・特定の実証申請者等との利害関係により、実証対象技術の選定及び実証試験の運用等の各手続に影響を及ぼすおそれがないこと ・実証申請者からの異議申し立て等に対して、適切な処置、記録および是正処置を実施すること ・実証機関の責任者が、実証申請者の役員もしくは使用人である場合は、当該実証申請者が製造した機器の実証試験を行わないこと ・実証に携わる職員が、実証申請者等の役員もしくは使用人である場合は、この職員は当該実証申請者が製造した機器の実証を行わないこと （５）経理的基礎 ・実証機関としての役割を果たす十分な経理的基礎及び財務上の独立性があること ・定期的に会計監査を実施すること （６）経費積算等の妥当性 ・環境省が定める仕様に基づき、適正に実証業務を行えるよう経費の積算がなされていること ・手数料徴収体制の分野にあつては、手数料予定額が、実証要領に添付されている「手数料項目」を踏まえ、適切に設定されていること	—	—
第５章 分野別実証要領の策定又は改定	—	—

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
1. 実証要領案の作成 実証機関は、別紙1「実証要領の構成」を参考に、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、実証要領案を作成し、実証運営機関に提出するものとする。試験にあたっては JISQ17025 (ISO/IEC17025) の要求事項に従ったものとし、実証要領作成の際はその点に配慮するものとする。 なお、実証事業の円滑な実施にあたり、複数の実証機関が設置された場合には、一つの実証機関が代表して実証要領案の作成を行うことができる。 また、手数料徴収体制として実施される技術分野における実証機関は、第 15 章に規定する申請者が実証機関に納付すべき手数料の項目を示す資料を、可能な限り具体的な内訳とともに実証要領案の中で提示する。		
2. 実証要領の策定 実証運営機関は、実証機関から実証要領案の提出があった場合には、必要に応じて実証事業運営委員会の検討・助言を踏まえ、内容の審査を行い、本要領の内容に照らして適切なものである場合には、環境省の承認を得て、実証要領として策定する。 実証運営機関は、実証要領の策定を行った場合には、実証機関に対し通知するとともに、適切な方法で周知を図る。	—	—
3. 実証要領の改定 実証要領は、実証試験実施結果、科学技術の進歩等を踏まえ、必要に応じて改定を行うものとする。この場合においては、1. 及び 2. の手続を準用する。	—	—
第6章 実証対象技術の公募・選定 1. 対象技術の公募 (1) 手数料徴収体制の技術分野においては、対象技術の公募にあたり、実証機関は、実証要領に添付されている「手数料項目」を踏まえ、自らの単価等を考慮し、環境省と協議の上、当該技術実証に係る手数料予定額を設定し、環境省に報告する。手数料予定額には、いくつかの前提条件や留保条件等に応じて場合分けし、幅を持たせてもよい。ただし、申請する者が自らの納付すべき手数料額を想定できるよう、可	5.2.2 申請のレビュー 5.2.2.1 事務管理上のレビュー 事務管理上のレビューでは、5.2.1の要求事項に従って、申請時に要請されている情報が全て提供されていることを確実にしなければならない。	冗長な文書になることを避けるため、(4)を事業実施要領の別紙扱いとした。

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
能な限り具体的な内訳を示すこととする。なお、手数料予定額は、（２）の公募にあたり明示する。 （２）実証機関は、対象技術分野ごとに、対象技術を公募する。実証申請者は、実証機関に実証申請書を提出し申請することとする。なお、実証機関は、自らの実証受け入れ能力の限度内において、可能な限り長い公募期間を設けることとするが、試験実施可能な季節が限られる等合理的な理由がある場合には、公募期間を短縮することができる。 （３）実証申請者は、実証申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。なお、実証申請書の内容は、実証要領において定めることとする。 （４）実証申請書の内容は、別紙３の事項を最低限含むものとし、実証要領において定める。		
２．対象技術の選定手続 （１）実証機関は、申請された技術の中から、３．の要件を考慮し、必要に応じ技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、当該技術の実証可能性に基づいて選定し、選定した対象技術について、環境省の承認を得ることとする。なお、環境省は、予算執行の重複排除の観点から、同一と見なすことのできる技術が複数の実証機関に申請された場合、いずれか一つの実証機関においてのみ実証が行われるよう、実証機関間の調整を行うことができる。	—	—
（２）実証機関は、対象技術の選定結果について、全ての実証申請者（対象技術に選定されなかった技術の実証申請者も含む）及び実証運営機関に通知する。なお、審査の結果、当該技術を実証の対象としないこととした場合には、当該申請者への通知に際しその理由を明示するも	５．２．２．２ 専門的内容のレビュー 事務管理上のレビュー又は専門的内容のレビューから、申請の受理又は却下に関する問題が生じた場合は、実証に先立って、その全てを解決しなければならない。申請の	—

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
のとする。また、実証機関及び環境省は、選定された対象技術の概要を公開する。	受理又は却下については、その根拠と共に、申請者に伝達しなければならない。	
3. 対象技術の選定の観点 対象技術の選定にあたっては、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ、以下の各観点に基づき技術の実証可能性を総合的に判断する。また、環境省は、技術実証検討会による検討を踏まえ、必要に応じ、技術分野ごとの環境保全効果等に関する選定の観点を追加できることとする。	—	—
(1) 形式的要件 ① 申請技術が環境技術に該当するか ② 申請技術が対象技術分野に該当するか ③ 申請内容に不備は無いのか ④ 商業化段階にある技術か ⑤ 同技術について過去に公的資金による類似の実証等が行われていないか（国負担体制の分野に限る）	5.2.2 申請のレビュー 5.2.2.1 事務管理上のレビュー 事務管理上のレビューでは、5.2.1の要求事項に従って、申請時に要請されている情報が全て提供されていることを確実にしなければならない。	ISO に記載の事務管理上のレビューで求める、5.2 申請 5.2.1 申請に関する要求事項は、別紙3に示している。 その内容を担保するため、(1) ①を追記した。

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
（２）実証可能性 ① 予算、実施体制等の観点から実証が可能であるか ② 実証試験計画が適切に策定可能であるか ③ 実証試験にかかる手数料を実証申請者が負担可能であるか（手数料徴収体制の分野に限る） （３）環境保全効果等 ① 技術の原理・仕組みが科学的に説明可能であるか ② 副次的な環境問題等が生じないか ③ 十分な環境保全効果が見込めるか ④ 先進的な技術であるか	5.2.2.2 専門的内容のレビュー 専門的内容のレビューでは、次の事項を確実にしなければならない。 a) <u>申請技術が、環境技術の定義(3.3.4)を満たしていること</u> b) <u>申請技術の意図した適用におけるパフォーマンス申告が、利害関係者のニーズに対応するものであること</u> c) <u>申請技術に関する情報が、パフォーマンス申告をレビューするうえで十分なものであること</u>	ISO に記載の a) については、形式的要件として（１）①に規定を追加するとともに、（３）③でも（１）①との違いに留意して、「十分な環境保全効果が見込めるか」とした。 ISO に記載の b) については、（１）④及び（３）③で担保する。 ISO に記載の c) については、（２）②及び（３）①で担保する。
第7章 テーマ自由枠の運用 1. 対象技術の選定 （１）実証運営機関は、テーマ自由枠対象技術を公募する。実証申請者は、実証運営機関に実証申請書を提出し申請することとする。	—	—
（２）実証申請者は、実証申請書に必要事項を記入し、指定された書類を添付して申請を行う。なお、実証申請書の内容は、別紙３の事項を最低限含むものとし、テーマ自由枠公募要領において定めることとする。	—	公募要領においても対応する。
（３）実証運営機関は、申請された技術の中から、第6章3. を考慮し、必要に応じ環境技術実証事業運営委員会の下に設置された小委員会	—	—

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
等の検討・助言を踏まえ、当該技術の実証可能性に基づいて対象技術を選定し、環境省の承認を得ることとする。なお、環境省は、既存技術分野（手数料徴収体制および休止中の技術分野）の実証機関により実証可能と判断した技術については、実証機関と調整を行うことができる。		
（４）実証運営機関は、対象技術の選定結果について、全ての実証申請者（対象技術に選定されなかった技術の実証申請者も含む）及び実証機関に通知する。なお、審査の結果、当該技術を実証の対象としないこととした場合には、当該申請者への通知に際しその理由を明示するものとする。また、実証運営機関及び環境省は、テーマ自由枠の選定された対象技術の概要を公開する。	—	—
２．テーマ自由枠実証機関に関する規定について 第５章及び第６章の規定を除き、対象技術分野の手順と同様とする。 なお、以下の点に留意することとする。 ・テーマ自由枠では、原則的に技術ごとに実証機関を選定するが、同一時期に類似分野の技術が複数選定された場合には、これらの実証機関を同一にしてもよい。 ・テーマ自由枠では、実証要領を策定する必要はないものとする。従って、実証計画の策定や実証にあたって参照すべき実証要領は存在しない。	—	重複部分を削除した。
第８章 実証計画の策定	5.3 実証前	

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
1. 実証機関は、実証計画の策定に先立ち、実証申請者と協議の上、実証対象技術の実証項目を決定することとする。実証項目の決定にあたっては、以下の事項を検討することとする。 （１）実証項目は、当該技術の性能及び環境保全効果の実証に関連し、適切なものであること （２）実証項目は、試験等によって定量的に実証できるものであること （３）実証項目の目標値は、技術の実使用条件下で実証できるものであること （４）既存の実証計画書並びに科学的知見を記載した参考文献（規格に規定された試験方法、国際規格等も含む。）。	5.3.1 実証対象となるパフォーマンスの明確化 a) <u>パフォーマンスパラメータが、環境技術のパフォーマンス、並びに、該当する場合は、その環境付加価値の実証に、関連し、十分なものであること。</u> b) <u>パフォーマンスパラメータが、利害関係者のニーズに完全に合致するものであること。</u> c) パフォーマンスパラメータが、試験によって定量的に実証できるものであること。 d) パフォーマンスパラメータの数値が、<u>所定の動作条件下で実証できるものであること。</u> e) 既存の実証計画書、並びに、関連する専門的参考文献。これには、規格に規定された試験方法を含む。各種国際規格があればそれが望ましい。	用語は、以下のとおり訳す。 パフォーマンス ＝性能 パフォーマンスパラメータ＝実証項目 →実証可能な項目を示しているか否かが明確であるかを確認することと考え、下記の規定により担保する（本資料 p10）。 「事業実施要領」 第４章 実証機関の選定 2. 実証機関選定の観点 （２）技術的能力 ・業務の実施方法、実施計画が適正であること。 →ISO に記載の d) <u>所定の動作条件下</u>とは、実機による試験であると判断する。
2. 実証機関は、実証要領に基づき詳細な試験条件等を規定するための実	—	冗長となることを避け

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
証計画書を、実証申請者との協議を行いつつ、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ作成し、環境省に提出する。環境省は、必要に応じ、実証機関に対し、実証試験計画についての意見を述べるができることとする。計画書には、別紙4の事項を最低限含むものとする。		るため、別紙対応とする。
3. 実証申請者は、実証機関に対し、実証計画の内容について合意承諾した旨の文書を提出することとする。	—	—
4. 2. において、ある対象技術について、当該対象技術の特徴により当該実証要領で想定していないような副次的な環境影響が生じる等、当該技術に適用される実証要領に従っては当該技術の環境保全効果等が適切に実証できないおそれがあり、実証要領に定められた試験方法を一部変更することが適切である場合には、実証機関は、環境省と協議し、実証申請者の了承を得た上で、必要に応じ、実証要領と異なる試験方法を採用することができるものとする。	—	—
第9章 実証 1. 実証機関は、実証にあたり、各対象技術について、4. で提出された既存の試験データ以外の追加試験データが求められる場合、実証計画に基づき、ISO/IEC17025 の要求事項に従って実証試験を行う。	5.4.3 追加試験データの生成 何らかの追加試験データが求められる場合、その追加試験データは、5.4.2 で規定した要求事項を満たしたかたちで生成されなければならない。 このことを申請者に伝達しなければならない。	実証実施における追加試験データの生成にあたっては、5.4.2 で要求されるとおり、ISO 対応として 17020 及び 17025 に準じるよう、変更する。
2. 手数料徴収体制の分野においては、実証機関は、実証試験の開始前に、技術ごとに当該実証試験に係る手数料額及び納付期日を記載した手数料徴収計画書を実証申請者及び環境省に通知し、実証申請者は手数料徴収計画書に基づき、実証機関に手数料を納付する。納付期日は、原則、当該費用の発生する前とする。	—	—
3. 実証機関は、必要に応じ、実証試験の一部を、委託・請負契約等に基づき、外部機関に実施させることができる。その際、実証機関は、当該外部機関において実証試験が実証要領及び実証計画に従い適切に行われるよう、指導・監督を行うこととする。	—	—
4. 実証機関は、以下の全ての要件が満たされる場合には、技術の実証に	5.4.2 既存の試験データの受理	実証申請者が保有する

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
必要な実証の一部又は全部を、実証申請者が保有するデータを提出させ、これを審査することをもって代えることができる。 （１）実証試験をさせることができる旨が実証要領に明記されていること （２）実証計画に実証を省略させる範囲が明記されていること （３）当該データの取得機関及び当該データの品質の基準が実証要領に明記されており、この基準をクリアしていること （４）当該データが ISO/IEC17025 の要求事項に従って、作成及び報告されていること	実証に先立って生成され、申請者が提出した試験データは、次に示す要求事項を満たしている場合、実証に付すために受理しなければならない。 a) 実証の対象となるパフォーマンスに関連していること b) ISO/IEC 17025 の要求事項に従って、生成及び報告されていること c) 実証計画書で規定された要求事項を満たしていること 既存の試験データが上述した要求事項を満たしていない場合は、追加試験データが生成されなければならない。このことを申請者に伝達しなければならない。	データの審査にあたっては、ISO 対応として、17020 及び 17025 の要求事項に従うよう、変更する。
５．手数料徴収体制の分野においては、やむを得ない理由により実証が完了できないと見込まれる場合、又は、実証途中における実証計画の変更等により実証申請者が納付すべき手数料額に変更が生じる場合には、実証機関は、あらかじめ実証申請者と協議し、環境省の承認を得た上で、そこまでの実証に要した費用を精算し、実証申請者が納付すべき手数料額を確定する。	—	—
６．実証機関は、１．及び４．の試験データに対して、実証計画書で規定した性能と目標値を考慮して評価を行う。	５.４.４ パフォーマンスの確認 既存の試験データ、即ち、５.４.２ で受理されたデータ及び ５.４.３ において生成された追加試験データ、に対して、実証計画書で規定したパフォーマンスに照らした評価を行わなければならない。 <u>実証において使用された試験データを生成する際に設定されたものと同じ条件、制約、制限の下で得られた、この評価の結果を以て、申請技術のパフォーマンスの確認としなければならない。</u>	左記下線部は、申告した性能の測定条件を考慮した実証計画と実証の際の測定条件とが同じであることをもって、性能確認とする旨の記載であると判断する。
７．実証申請者は、申請書で申告した技術の性能に対して著しく低い結果が出た場合には、申請を取り下げることができる。また、環境省は実証	—	申請を取り下げた実例もあり、様々な混乱を避

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
を中止することができる。その際の手数料の扱いは、5. と同様とする。 なお、申請を取り下げた旨の公表は、当該年度における対象技術のロゴ マーク交付を公表する際に行う。		けるためにも、申請者の 取り下げ及び環境省の実 証中止が可能であることを 明記する。
第 10 章 実証報告書の作成 1. 実証機関は、実証報告書の原案を策定し、技術実証検討会の検討・助 言及び申請者による確認を踏まえ、実証報告書を取りまとめる。実証報 告書は、実証計画書に準拠したものであり、別紙 5 の事項を最低限含む ものとし、記載の様式は別紙 6 に示す作成要領に準じること。	—	冗長となることを避ける ため、実証報告書作成 要領を、要求事項として 事業実施要領の別紙に追 加する。
2. 実証機関は、本事業で実証しなかった情報を記載する必要がある場合 は、明示的に記載するものとする。	5.5 報告書作成 5.5.1 実証報告書 環境技術実証 (ETV) で実証しなかった情報を盛り込む必 要がある場合は、これについて明確に記載し、説明しなけ ればならない。	ISO に記載の <u>実証しな かった情報</u> に関する要求 は、10 章 1. で対応済。
3. 実証報告書には、可能な限り、申請者からの確認結果等を記載するも のとする。	5.5 報告書作成 5.5.1 実証報告書 実証報告書は、 <u>申請者によるレビュー</u> を受けコメントを 求めるために、申請者に提出しなければならない。コメン トは、適切と見做される場合、実証報告書に盛り込んでも よい。	ISO に記載の <u>申請者に よるレビュー</u> に関する要 求は、10 章 1. で対応 済。
4. 実証運営機関の広報・普及啓発及び適正な環境保全効果等の表示の観 点からの評価を受けた上で、環境省に報告し承認を得ることとする。実 証報告書の承認にあたって、環境省は、実証機関に対し必要に応じ意見	—	—

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
を述べることができる。		
5. 環境省は、実証報告書を承認した場合は、実証運営機関及び実証機関に通知する。実証機関は、承認を得た実証報告書について、実証申請者へ通知する。なお、環境省は、実証報告書を承認した後、実証運営機関を通じ、速やかに、第 13 章に規定するロゴマーク及び実証番号を申請者に交付する。なお、ロゴマーク及び実証番号の交付事務は実証機関が行う。	—	—
3. 環境省は、全ての実証報告書について、実証結果の如何を問わず、第 12 章の規定によりウェブサイト公開する。	—	—
第 11 章 報告書概要版の作成 1. 実証機関は、実証報告書全体の内容をまとめた概要版を策定し、環境省の承認を得ることとする。この間の手続に関しては、第 10 章 1. 及び 2. を準用する。また、報告書概要版は、別紙 5 の事項を最低限含むものとする。	—	概要版記載事項は、冗長を避け、別紙扱いとした。
2. 実証機関は、本事業で実証しなかった情報を盛り込む必要がある場合は、明示的に記載するものとする。	5.5 報告書作成 5.5.2 実証総括書 実証報告書を要約した短い文書を作成しなければならない。この文書には、最低限、次の事項を盛り込まなければならない。 環境技術実証 (ETV) で実証しなかった情報を盛り込む必要がある場合は、これについて明確に記載し、説明しなければならない。	ISO に記載の実証しなかった情報に関する要求は、1. で対応済。
3. 報告書概要版には、実証機関が適切と判断した場合、申請者からのコメント等を記載するものとする。	5.5 報告書作成 5.5.2 実証総括書 実証総括書は、申請者によるレビューを受けコメントを求めるために、申請者に提出しなければならない。コメントは、適切と見做される場合、実証総括書に盛り込んでも	ISO に記載の申請者によるレビューに関する要求は、1. で対応済。

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
	よい。	
4. 環境省は、実証機関から提出された報告書概要版を踏まえ、環境技術や、環境技術を使った環境製品の購入・導入を検討中のユーザーに対し、実証された技術や関連する技術分野を周知し、積極的な購入・導入を促すことを目的として、年度内に実証された技術（製品）について、その環境保全効果等を試験した結果の概要を示した広報資料を作成する。	—	—
5. 環境省は、作成した広報資料について、次章の規定によりウェブサイトに掲載する。	—	—
第12章 実証結果等の公開	—	—
1. 環境省は、インターネットを通じユーザーへの情報提供を図るため、実証済みの環境技術の情報を整理し、提供するウェブサイトの構築を行う。また、構築した情報がユーザーに利用されるように、効果的な情報発信を行う。	—	—
2. 環境省は、実証要領、実証報告書をウェブサイトに登録する他、実証機関・技術の公募情報等の関連情報を随時登録し情報提供することとする。	—	試験計画書は、運用の実態として公開していない。 実証計画は、実証機関により策定された後、直ちに実証が行われる。試験計画を公開する意義は低く、ISOでも公表を求めていることから、規定から削除する。
3. 環境省は、ウェブサイトの内容のうち、実証要領、実証報告書の概要について、英語版を作成し、海外に情報発信に努めることとする。	—	
4. 実証運営機関は、コンテンツ作成等を行う。	—	

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
5. 実証申請者は、実証された技術に変更が加えられた場合は、その全てを書面で実証機関及び環境省に伝えることとする。実証申請者から提供された情報に基づき、実証機関及び環境省は、その変更の影響と実証報告書の有効性について判断することとする。	5.6.2 実証報告書・実証総括書の有効性 申請者は、 a) パフォーマンスが実証された技術が、その実証、公表された実証総括書、並びに、関連する場合は、実証報告書に従って、条件に適合した状態であることを徹底しなければならない。 <u>b) 実証された技術に変更が加えられた場合は、その全てを書面で実証機関に伝えなければならない。</u> 申請者から提供された情報に基づき、実証機関は、実証条件の下で実証した技術のパフォーマンスに対するこの変更の影響、延いては、実証総括書及び実証報告書の有効性について、判断しなければならない。 実証総括書及び実証報告書が有効では無くなったと判断した場合は、そのことを申請者に伝達し、公表しなければならない。 実証総括書には、有効期限を設定してもよい。定められた期間経過後、実証したパフォーマンスに影響を与える変更が行なわれていないことが立証された場合は、同じ条件の下に実証総括書の有効性を延長することもあり得る。	ISO に記載の b) に対応する規定を追加する。
第13章 ロゴマーク等の使用 1. ロゴマークの目的 本実証事業を一般に広く普及させ、環境技術の普及を促し、環境保全と地域の環境産業の発展による経済活性化が図られることを目的として、別紙2に示すロゴマークを「環境省環境技術実証事業ロゴマーク」（以下、「ロゴマーク」という。）として定める。	—	—

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
2. ロゴマークの構成 (1) ロゴマークは、別紙7に示すとおり、全技術分野共通的な情報を盛り込んだもの（以下「共通ロゴマーク」という。）及び共通ロゴマークに対象技術分野ごとの固有の情報を記載したもの（以下、「個別ロゴマーク」という。）からなる。 (2) 個別ロゴマークに記載する、対象技術分野ごとの固有の情報の項目及び記載位置は、技術分野ごとに統一することとし、実証機関において、技術実証検討会の検討・助言を踏まえ案を作成し、環境省が決定する。	—	—
3. ロゴマークの使用 (1) 使用できるロゴマークは、共通ロゴマーク又は個別ロゴマークとする。両者のデザインを別紙7に示す。 (2) ロゴマークは、4. の遵守を条件に、以下のために積極的に使用することとする。このための使用にあたっては、環境省、実証運営機関及び実証機関（以下、「実証事業関係諸機関」）への届出や承認等は特に必要としない。 ① 本実証事業を新聞・雑誌・学術論文・ウェブサイト等において一般に紹介するために使用すること ② 実証報告書が承認された対象技術について、当該技術の紹介や広告等のために使用すること ③ 実証運営機関及び実証機関に選定された機関が、その期間において、それら機関に選定されている旨の表示のために使用すること ④ 実証済技術により、環境保全に取り組んでいる場合、その期間において、その旨を表示するために使用すること (3) 上記（2）以外で1. の目的のためにロゴマークの使用を希望する場合は、環境省と協議することとする。	—	—
4. 表示方法 (1) ロゴマークの表示方法 ① 共通ロゴマークの配色は別紙8に示すものとし、その他の配色を使用することはできない。 ② ロゴマークは、独立したマークとして容易に識別できるように表示する。	—	—

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
③ ロゴマークに対して、切断・分割・変形等の加工を行わない。ただし、ロゴマーク全体の大きさを変えることは可能である。 ④ ウェブサイトにおいて使用する場合、ロゴマークは環境技術実証事業ホームページ（http://www.env.go.jp/policy/etv/）へのホットリンクとする。 （２）ロゴマークの遵守事項 ① 実証事業関係諸機関による実証済技術の事業者、製品、技術、サービス等についての保証・認証・認可等を少しでも謳うような状況で使用しない。 ② ロゴマークを、製品、サービス、技術等の名称の一部に使用しない。 ＊ 技術の紹介や広告等のために使用する場合は、以下の点についても遵守しなければならない。 ③ 実証対象技術が明確に判別できるようにロゴマークを配置する。その一部に実証対象技術を用いた複数の製品のシリーズがある場合には、ロゴマーク適用対象の範囲を明示すること。また、実証試験時と実際の製品使用時とで製品の性能に相違が生じる場合、又はその可能性がある場合、その性能の差異を生じさせる主な要素について明示すること。なお、ロゴマークの対象範囲について疑義がある場合には、環境省に協議することとする。		
5. 改善等の指示 （１）実証運営機関は、実証機関と協力して、実証済技術の使用状況をウェブサイト等を通じて定期的に監視し、本実施要領を遵守せずにロゴマーク及び実証報告書を使用している者及び事例を確認したときは、速やかに環境省に報告するとともに、必要に応じて注意喚起を行うことができる。	—	—

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
（２）環境省は、ロゴマーク及び実証報告書を使用している者が、本実施要領を遵守せず、また、環境技術実証事業の信用を損ねるなど悪質な行為の恐れのある場合であって、注意喚起を行っているにも関わらず、改善が見られない場合、実証運営機関及び実証機関の協力を得ながら、ロゴマーク及び実証報告書を使用している者に対して、以下の措置を講じることができる。 ① ロゴマーク及び実証報告書の使用を直ちに中止させる。 ② ロゴマーク及び実証報告書の公表等を直ちに中止する。		
6. 経過措置 本実施要領の施行前に製品やカタログ等において印刷等しているロゴマークについては、そのまま使用することができる。また、環境技術実証モデル事業の期間において実証された技術についても、本実施要領に示すロゴマークを使用することができる。この場合、実証番号については、環境技術実証モデル事業において交付された実証番号とする。	—	—
第14章 知的財産の扱い 1. 実証運営機関及び実証機関は、実証試験を通じて知り得た実証申請者の環境技術に関する情報を、技術実証以外の目的で利用しないものとする。実証申請者は、当該技術に関する機密情報を実証機関に提供するに際し、実証運営機関及び実証機関に対して、守秘義務を締結するよう要請することができる。	—	—
2. 実証の成果により新たに産業技術力強化法第19条第1項で定める権利（以下、「特許権等」という。）が得られた場合は、環境省は、その特許等を実証機関から譲り受けないことができる。その場合の当該特許権等の扱いについて、実証運営機関及び実証機関は、必要に応じ環境省に協議し、効率的に活用する観点から当該特許権の利用を図ることとする。		

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
3. 本事業の実施により作成される実証要領及び実証報告書等の著作物に関する著作権は、環境省に属する。	—	—
第15章 費用分担 1. テーマ自由枠においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の自己負担とし、実証試験実施に係る実費（実証機関に発生する測定・分析等の費用、人件費、消耗品費及び旅費。以下、本章において同じ。）及びその他の費用（実証事業運営委員会、技術実証検討会の運営費用等。以下、本章において同じ。）は環境省の負担とする。 2. 手数料徴収体制の分野においては、原則として、対象技術の試験実施場所への持ち込み・設置、現場で実証試験を行う場合の対象技術の運転、試験終了後の対象技術の撤去・返送に要する費用は実証申請者の自己負担とし、実証試験実施に係る実費は手数料として実証申請者が負担し、その他の費用は環境省の負担とする。なお、実証試験実施に係る実費には、必要に応じ、一般管理費を含めることができる。 3. 費用負担の詳細については、実証要領で定める。	—	—
第16章 免責事項 1. 本実証事業の実施に伴い、実証申請者に機器の故障、破損等の損害が発生した場合は、故意又は重過失による場合を除き、環境省、実証機関その他の実証事業関係機関は責任の一切を負わない。 2. 機器の瑕疵により、第三者に被害を与えた場合は、第三者の故意又は重過失による場合を除き実証申請者が責を負うものとし、環境省、実証機関その他の実証事業関係機関は責任の一切を負わない。3. 実証報告	—	—

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
書の公開により、実証申請者と第三者の間に係争が生じた場合は、環境省、実証機関その他の実証事業関係機関は一切の責任を負わない。 4. 対象技術の基本性能に関する仕様が変更された場合には、変更後の技術に対しては、実証報告書のデータは適用されない。 5. ロゴマークの使用に伴い、ロゴマークの使用者に問題等が発生した場合は、環境省、実証機関その他の実証事業関係機関は責任の一切を負わない。		
第17章 事業成果の評価と次年度以降の事業への反映 1. 環境省は、環境技術実証の実施手法・体制の改善を図るため、実証事業の成果について、実証運営機関が開催する実証事業運営委員会での評価を踏まえ、次年度以降の事業に反映する。また、実証成果の把握のため、技術実証を受けた企業を対象に、実証による市場拡大の成果、実証結果の有効性を定期的に把握することとする。	—	—
第18章 その他 実証運営機関及び実証機関は、柔軟な対応を確保するため、環境省の承認を得た上で、本実施要領の内容を一部変更し実施することができる。	—	—
附 則 （適用期日、移行措置等） 本実施要領は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。	—	—

(別紙1) 分野別実証要領の構成例

構成	記載内容
緒言	本実証要領の対象となる技術の内容、実証試験の種類、概要
対象技術	本実証要領の対象となる技術の内容（用途、作動原理、能力・規模等）
実証試験の基本的考え方	把握すべき事項、配慮すべき事項、実証対象機器の稼働・負荷の設定等についての考え方
用語の定義	JIS等の用語の定義の引用
実証試験実施体制	実証試験に関係する各主体の役割分担、責任範囲（費用負担含む）
環境省	環境省の役割分担、責任範囲
実証機関	実証機関の役割分担、責任範囲
試験機関	試験機関の役割分担、責任範囲
技術実証検討会	技術実証検討会の役割分担、責任範囲
実証申請者	実証申請者（環境技術開発者・販売店等）の役割分担、責任範囲
試験実施場所の所有者○	実証試験実施場所の所有者の役割分担、責任範囲
実証対象技術の公募	対象技術の公募の際、実証申請書に記載すべき内容
実証試験の準備○	実証試験を実施する前に行っておくべき事項
実証試験実施場所の選定○	設置場所の条件（与える環境負荷量、試験期間、機器の稼働条件等に配慮）
実証対象機器の据え付け○	実証対象機器の据え付け方法、据え付けに際して配慮すべき事項
実証対象機器の準備運転	実証試験までの間における試運転の実施方法
実証試験の準備○	実証試験に必要な仮設物の設置方法
実証対象機器の稼働○	実証試験期間中における機器の運転方法、維持管理方法等
運転○	運転方法、運転状況の記録方法
維持管理○	維持管理の方法、消費エネルギー、廃棄物の発生量、維持管理に要するコスト等の状況の記録
設置条件関連項目○	気温、湿度、降水量等設置場所の気象条件
実証試験の方法	実証試験を行う項目とその試験方法
試験条件	試験実施時における機器の使用環境（例えば、稼働率、試験に供する試料（環境負荷の濃度、量等）、気温）、試験期間等
性能試験項目	汚染物質等の濃度及び関連する項目の測定方法、測定時期、測定頻度、精度管理方法等
周辺環境影響項目等○	周辺環境への影響の把握に必要な項目等の測定方法、測定時期、測定頻度、精度管理方法等
実証計画	実証計画として定める事項
取りまとめ	
実証結果	性能試験項目、周辺環境影響項目等の測定値の取扱方法、計算法、集計方法等、実証試験結果を含む
実証報告書・報告書概要版の作成	実証報告書・報告書概要版に記載する事項、取りまとめ方法
付録	参考となるJISの番号等を記載する。 手数料の項目を定める資料を添付する（事業実施要領第2部に該当する分野のみ）。

○：現地に設置して実証試験を実施する場合に必要な構成

(別紙2) 用語の定義

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項
環境技術：環境保全効果をもたらす技術 環境保全効果：比較可能な技術に対して有益な環境影響が多い、または、有害な環境影響が少ないこと	3 用語及び定義 3.3 技術に関する用語 3.3.4 環境技術 (environmental technology) 結果として環境付加価値(3.3.7)をもたらす、若しくは、環境影響(3.3.6)を示すパラメータを測定する、技術(3.3.1) 3.3.7 環境付加価値 (environmental added value) 比較参照技術 (relevant alternatives) (3.3.8)との対比で、ある技術(3.3.1)の有益な環境影響(3.3.6)が多い、又は、有害な環境影響(3.3.6)が少ないこと 3.3.8 比較参照技術 (relevant alternative) 環境技術実証(3.3.5)を通じてそのパフォーマンス(3.4.1)を実証しようとしている環境技術(3.3.4)と類似した状況で現在適用されている技術(3.3.1)

(別紙 3) 申請書に記載する内容

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項
1. 実証申請者に関する情報（名称、所在地等） 2. 技術に関する概要 3. 技術に関する情報 1) 技術を特定する商品名、品番等 2) 技術の目的、用途、特徴等 3) 技術の原理・仕組みの科学的な説明 4) 技術の商品化に関する開発状況及び納入実績 5) 比較可能な技術 6) 環境保全効果に関する情報 7) 副次的に発生する有害な環境影響 4. 技術の性能に関する情報 5. 技術の性能を裏付ける申請者により作成された試験データと試験手法に関する情報 6. 実証試験にかかる実証項目案及びコスト概算に関する情報 7. 技術に関連する法規制や規格 8. 技術の利用者等に関する情報。 以下は、最低限必要と考えられるもの。 1) 技術の稼働・使用条件等 2) 補修、保守に関する条件等 3) 通常想定される条件下で技術の機能が維持される期間 4) 使用にあたり、必要とされる安全衛生上の措置等	5.2 申請 5.2.1 申請に関する要求事項 申請者は、最低限、次の情報を実証機関に提供しなければならない。 a) 申請者に関する情報。これには、申請者の名称及び物理的所在地（複数可）の住所を含む。 b) 技術に関する記述 1) 申請技術の一意的な識別子（例：商業上の名称、識別番号、版数） 2) 申請技術の意図した適用に関する次に示す情報 i) 申請技術の目的 ii) 申請技術の適用を意図している物質の種類 iii) 申請技術によって影響を受ける測定可能な特性、並びに、その影響の受けかた 注記 1 申請技術の目的、物質の種類、測定可能な特性は、何れも複数示すことができる。 3) 申請技術の動作及びパフォーマンスを理解するために十分な情報 4) 実証に付すため提案された技術の開発状況、並びに、実用化に向けた完成度 注記 2 実証に付すために提案された技術は、既に市場で利用可能なもの、あるいは、この先実用化に至るまでそのパフォーマンスに影響を与える大幅な変更はこれ以上加えないという段階に至っているもの、の何れかでなければならない 5) 申請技術の比較参照技術(relevant alternatives)に関する情報。これには、その関連するパフォーマンス及び環境影響を含む。 6) 該当する場合は、実証に付すために提案された技術の著しい環境影響、並びに、環境付加価値に関する情報 c) パフォーマンス申告。これには、実証の付するために提案された一連のパフォーマンスパラメータ及びその数値を含む。 d) パフォーマンス申告を裏付けるために使用した、関連する既存の試験データ及びそのデータの収集方法 e) 申請技術及びその利用に関係するあらゆる法的要求事項又は規格 f) 該当する場合、申請技術は、それに適用される規制要求事項を順守していることの表明 g) 利害関係者に関連する補足情報。これには次の事項が含まれるが、これが全てとは限らない。 1) 据え付け及び動作に関する要求事項及び条件 2) 補修及び保守に関する要求事項 3) 通常の動作条件下で技術が機能すると想定される期間 4) 適用される安全衛生に関する要求事項及び配慮事項があれば、その全て

(別紙4) 計画書に記載する事項

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項	備考欄
1. 実証機関に関する情報（名称、所在地等） 2. 実証申請者に関する情報（名称、所在地等） 3. 実証計画書の発行日等、計画書を特定する情報 4. 技術に関する情報 5. 実証項目、目標値及びその測定方法の一覧 6. 実証の詳細な手順及び専門的観点からの留意点の明記 7. 試験データに関する要求事項の規定（品質、試験条件等を含む。） 8. 試験データの品質を担保する情報	5.3.2 実証計画策定 実証計画書には、最低限、次の事項を盛り込まなければならない。 a) 実証機関を特定する情報 b) 5.2.1 に基づく、申請者を特定する情報 c) 実証計画書を一意的に特定する情報及び発行日 d) 5.2.1 に基づく、申請技術の記述 e) 5.3.1 で明確化したパフォーマンスパラメータの一覧、それらに付与された数値、その実証方法の記述 f) 計画された実証の専門的及び運用面の詳細 g) 試験データに関する要求事項の規定。これには、品質、量、試験条件を含む。 h) 試験データ及びその品質の評価の方法の記述	3. について 発行日は担保できるが、一意的に特定する情報は、発番を設定する必要があるかもしれない（内部規定対応で可能）。

(別紙5) 実証報告書及び報告書概要版に記載する事項

事業実施要領の改定案（見え消し）	該当する ISO14034（仮訳）記載事項
1. 実証報告書に記載する事項 1) 実証機関に関する情報（名称、所在地等）※ 2) 実証申請者に関する情報（名称、所在地等）※ 3) ロゴマーク及びその発行日※ 4) 実証日（試験期間等の情報） 5) 技術に関する情報 6) 試験結果 7) 試験結果に基づく実証結果 （実証項目の数値、試験条件等を含む。） 8) 実証結果に関する考察※ 9) 実証機関が取得している認証等※ 10) 参考情報※ ※が付いている項目については、2. の報告書概要版でも記載すべき事項 2. 報告書概要版に記載する事項（※以外） 1) 技術に関する情報（要旨） 2) 実証機関が取得済みの認証等に関する周辺情報 備考： 1. 8) について 性能値を満たしたかどうか、満たさない 場合にはその理由を考察して記載する。	5.5 報告書作成 5.5.1 実証報告書 実証報告書を作成しなければならない。実証報告書は、実証計画書に準拠したもので、最低限、次の事項を盛り込まなければならない。 a) 実証機関を特定する情報 b) 5.2.1 に基づく、申請者を特定する情報 c) 実証報告書を一意的に特定する情報及び発行日 d) 実証日 e) 5.2.1 に基づく、申請技術の記述 f) 試験結果 g) 実証結果。これには、実証を行なったパフォーマンス、実証結果を得る際に満たされた試験条件、制約、制限を含む。 h) 実証計画書に規定されたパフォーマンスの実証及び試験データに関する要求事項がどのように満たされたかに関する記述。逸脱があった場合は、その逸脱全ての報告も含める。 I) 実証機関の署名又はその他の承認の表示 環境技術実証(ETV)で実証しなかった情報を盛り込む必要がある場合は、これについて明確に記載し、説明しなければならない。 実証報告書（及び実証総括書）は、申請者によるレビューを受けコメントを求めるために、申請者に提出しなければならない。コメントは、適切と見做される場合、実証報告書（総括書）に盛り込んでもよい。 5.5.2 実証総括書 実証報告書を要約した短い文書を作成しなければならない。この文書には、最低限、次の事項を盛り込まなければならない。 a) 実証機関を特定する情報 b) 申請者を特定する情報 c) 実証総括書を一意的に特定する情報及び発行日 d) 5.2.1 に基づく、申請技術の記述の要旨 e) 実証結果の要旨。実証結果には、実証を実施したパフォーマンス、実証

	結果を得る際に満たされた試験条件、制約、制限を含む。 f) 実証計画書に規定された実証に関する要求事項がどのように満たされたかに関する記述。逸脱があった場合は、その逸脱全ての報告も含める。 g) 実証機関による実証総括書の署名又はその他の承認の表示を理解及び利用するために必要なその他のあらゆる情報 環境技術実証(ETV)で実証しなかった情報を盛り込む必要がある場合は、これについて明確に記載し、説明しなければならない。 実証報告書（及び実証総括書）は、申請者によるレビューを受けコメントを求めるために、申請者に提出しなければならない。コメントは、適切と見做される場合、実証報告書（総括書）に盛り込んでもよい。
--	--

本実証報告書作成要領は、各技術分野の実証要領に記載されている実証報告書の作成について、各項目に関して具体的な例を交えて記載方針についてまとめたものである。実証報告書作成の際に、参考情報として活用いただきたい。

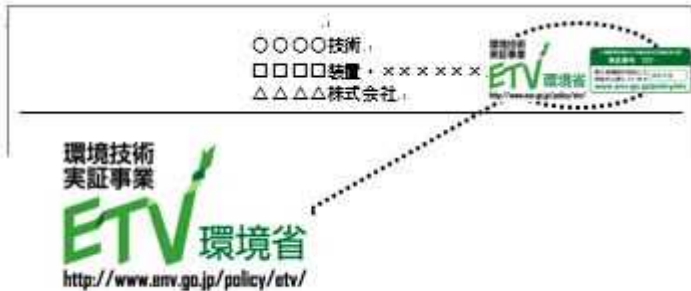
実証報告書作成要領の目次

I	実証報告書全体	2
1	作成の観点	
2	編集上の留意点	
II	概要（概要版）	5
1	実証対象技術の概要	
2	実証の概要	
3	過去に調査した試験データの活用を検討（必要な場合）	
4	実証結果と考察	
5	参考情報	
III	本編（詳細版）	9
1	実証の概要と目的	
2	実証内容	
1)	実証の内容、方針、実証項目等	
2)	実証参加組織と実証参加者の責任分掌	
3)	実証対象技術（機器等）の概要	
4)	試験（場所、機関またはその他の条件）等の概要	
3	過去に調査した試験データの活用を検討（必要な場合）	
4	試験結果	
5	試験結果に基づく実証結果	
6	実証結果に関する考察	

付録： 専門用語集、品質管理に関する事項等の情報（必要な場合）

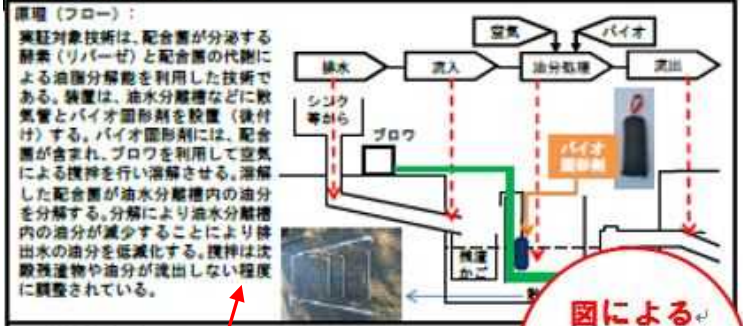
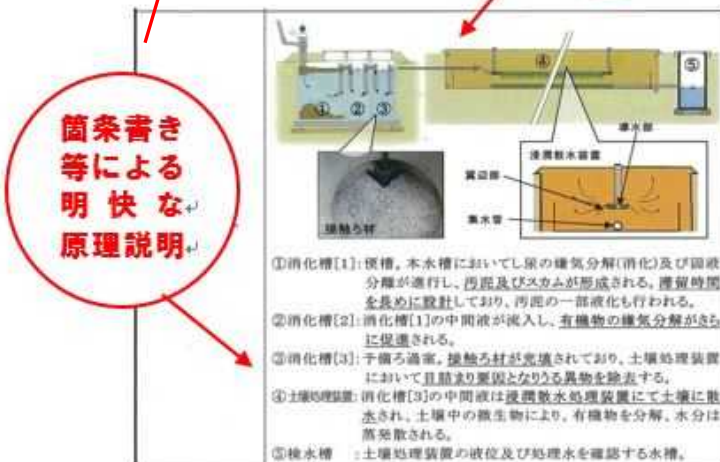
資料編： 野帳、データシートの写し、写真集等

今回の改定では主に、
①ISO 要求事項への対応
②報告書の目次に沿った
内容での再編
を行った。

項目		区分	記載要領	記載例
Ⅰ 報告書 全体	1. 作成の 観点	必須	①客観性、第三者性の確保 報告書は、実証申請者にとって過度に有利・不利なものでなく、「第三者実証」の趣旨を十分に体现した内容とする。 技術の PR に自由度の確保は必要だが、実証報告書に記載する項目は、試験結果等から客観的に導かれる事項に限り、客観性や裏付けのない事項を記載するとか、誇張を追認するようなことがないように留意する。	
	2. 編集上の 留意点	必須	①報告書頁数 報告書頁数は、本文を概ね 50 頁以内程度で作成し、必要な詳細データは参考資料として巻末に添付することとする。	これまでの提出・承認された報告書の多くは、本文が 50 頁程度で作成されている。
		必須	②ヘッダ 全ページのヘッダに ETV 共通ロゴマークを明記する。上記 1) と同様に、ロゴマークのデータ未入手の段階では表示スペースを確保しておくことで問題ない。ロゴマークを入手し、表示する際はロゴマークの発行日も記載する。	<ヘッダ>  The image shows a sample header for an ETV report. It includes a dotted-line box containing the text: '〇〇〇〇技術', '□□□□装置・××××××', and '△△△△株式会社'. To the right of this box is the ETV logo with the text 'ETV 環境省' and 'http://www.env.go.jp/policy/etv/'. Below the dotted box, the text '環境技術実証事業 ETV 環境省' and the same URL are displayed.

I 報告書 全体 (続き)	2. 編集上の留意点 (続き)	必須 ①表紙 (1)ロゴマーク 表紙に実証番号及び ETV 個別ロゴマークを明記する。実証番号をロゴマークとは別に文字データ(テキストデータ)にて記載する。 実証番号及びロゴマークは、環境省より交付するものを用いる。報告書作成段階でロゴマークのデータ未入手の段階では表示スペースを確保しておくことで問題ない。ロゴマークを入手し、表示する際はロゴマークの発行日も記載する。 (2)実証申請者に関する情報 実証申請者の名称及び所在地 (3)技術に関する情報 実証技術の商品名・呼称等を記載する。 (4)実証機関に関する情報 実証機関の名称及び所在地、取得済みの認証等に関する周辺情報を記載する。	<表紙> 
------------------------------	----------------------------	--	---

I 報告書 全体 (続き)	2. 編集上の留意点 (続き)	推奨	③目次 目次は、読み手が記載場所を認識できるよう、分野ごとの特性・事情を踏まえつつ、大項目に関して以下の構成で揃える。 なお、大項目以降（3.1、3.2、…等）については、分野や実証の特性に応じて、より理解しやすいと考えられる構成とする。以下に、目次の大項目の例を示す。 目次の大項目（例） 概要（概要版） 1 実証対象技術の概要 2 実証の概要 3 過去に調査した試験データの活用を検討※ 4 実証結果と考察 5 参考情報 本編（詳細版） 1 実証の概要と目的 2 実証内容 1) 実証の内容、方針、実証項目等 2) 実証参加組織と実証参加者の責任分掌 3) 実証対象技術(機器等)の概要 4) 試験(場所、機関またはその他の条件)等の概要 3 過去に調査した試験データの活用を検討※ 4 試験結果 5 試験結果に基づく実証結果 6 実証結果に関する考察 付録：専門用語集、品質管理に関する事項等の情報※ 資料編：野帳、データシートの写し、写真集等 ※部分は、必要な場合に記載する項目。	<目次> 目次 ○全体概要……………1. 1. 実証対象技術の概要 2. 実証の概要 3. 実証結果及び考察 4. 参考情報 ○本編……………5. 1. 導入と背景、実証試験の体制 1.1 導入と背景 1.2 実証参加組織と実証参加者の分掌 2. 実証対象技術及び実証対象製品の概要 2.1 実証対象技術の原理と機器構成 2.2 実証対象技術の仕様と処理能力 3. 実証実施場所の概要 3.1 事業状況 3.2 排水の状況 3.3 実証対象技術の配置 4. 既存データの活用 4.1 既存データの取得 4.2 既存データの活用の検証 5. 実証の方法と実施状況 5.1 実証全体の実施日程表 5.2 監視項目 5.3 水質等実証項目 5.4 運転及び維持管理項目（方法と実施日） 6. 試験結果 6.1 監視項目 6.2 水質等実証項目 6.3 運転及び維持管理実証項目 6.4 異常値についての報告 7. 試験結果に基づく実証結果（総括：試験結果から見た実証対象技術の特徴について） 8. 実証結果に関する考察 ○付録（品質管理）……………28. 1. データの品質管理 2. 品質管理システムの監査 ○資料……………29. 1. 実証試験のデータ詳細 2. 水質の状況 3. 用語の解説 注)あくまで記載例であり目次項目を限定するものではない。 試験特性に応じた項目の変更、追加、細分化は妨げない。
------------------------------	----------------------------	-----------	--	--

Ⅱ 概要 (概要版)	1. 実証対象技術の概要	必須	①原理、機器構成、仕様等 実証対象技術の概要は、原理、機器構成、仕様等も記載する。読み手が視覚的に理解できるよう、システム図、フロー図、製品現物・試験設備の写真等を掲載するなど配慮すること。システム図及びフロー図の掲載が困難な商品等は、その寸法等がわかるよう工夫した写真を掲載する。	＜原理の表記＞ (有機性排水処理技術分野) 1. 実証対象技術の概要 原理(フロー)： 実証対象技術は、配合剤が分泌する酵素(リパーゼ)と配合剤の代謝による油脂分解能を利用した技術である。装置は、油水分離槽などに酸素管とバイオ菌剤を設置(後付け)する。バイオ菌剤には、配合剤が含まれ、ブローを利用して空気による攪拌を行い溶解させる。溶解した配合剤が油水分離槽内の油分を分解する。分解により油水分離槽内の油分が減少することにより排水の油分を低減化する。攪拌は次級汚染物や油分が流出しない程度に調整されている。  図による仕組みの説明 (自然地域トイレし尿処理技術分野)  箇条書き等による明快な原理説明 ①消化槽[1]: 便槽。本水槽においてし尿の嫌気分解(消化)及び固液分離が進行し、汚泥及びスラムが形成される。滞留時間を長めに設計しており、汚泥の一部液化も行われる。 ②消化槽[2]: 消化槽[1]の中間液が流入し、有機物の嫌気分解がさらに促進される。 ③消化槽[3]: 予備ろ過室。接触ろ材が充填されており、土壌処理装置において且筋取り要因となる異物を除去する。 ④土壌処理装置: 消化槽[3]の中間液は浸透脱水処理装置にて土壌に散布され、土壌中の微生物により、有機物を分解。水分は蒸発散される。 ⑤検水槽: 土壌処理装置の液位及び処理水を確認する水槽。
-----------------------	---------------------	-----------	---	---

Ⅱ 概要 (概要版) (続き)	1. 実証対象技術の概要 (続き)	必須	②メリット (特徴) 等 実証対象技術を導入することによるメリットや特徴を報告書の冒頭に記載し、それを実証する、というストーリーは読み手にとってわかりやすいと思われる。 記載したメリット (特徴) が実証の範囲内である等の場合には、実証申請者の主張をそのまま掲載するのではなく、実証機関や技術実証検討会等の知見をもとに、ある程度の整理を行ってよい。一方、記載したメリット (特徴) が実証試験の対象外だった場合には、以下のいずれかの対応を検討する。 (1) 「申請者が申請した内容」と「実証結果」を明確に分けて記載することが可能そうであれば、実証機関のほうでそのような目次構成等を検討いただく。 (2) 実証の対象外の内容に対し、「以下の情報は、環境技術開発者が自らの責任において申請した内容及びその情報を引用したものです。」との注釈 (できれば肯定的な表現としたい) 等を付す。 なお、いずれの場合でも、誇大な表現にならないよう留意が必要である。	<実証対象技術のメリット表記> (地球温暖化対策技術分野 (照明用エネルギー低減技術 (反射板・拡散板等))) 【技術の特徴・セールスポイント】 従来器具 (FLR40×2 灯用) と比較して省エネ、省資源の照明器具である。従来器具幅よりも少し大きくすることにより、天井面の従来器具跡を被い隠すことができる。
--------------------------------	--------------------------	-----------	--	---

Ⅱ 概要
(概要版)
(続き)

1. 実証対象技術の概要
(続き)

必須

②設置条件、コスト等

当該技術を設置・導入する時に必要な設置条件やコストについての情報は、ユーザーが設置・導入しようとする時の前提条件としてきわめて重要であるため、可能な限り（参考情報）に具体的に記載してもらうよう、実証申請者に働きかける。

コストとは、設置コスト、維持管理コスト、運転コスト等をいうが、技術の特性により適宜選択する。例えば、塗料等の場合は価格、機器類であれば電気代、油脂費、燃料費が運転費に当たる。

<設置条件>
(地球温暖化対策技術分野（照明用エネルギー低減技術（反射板・拡散板等））)

設置条件	対応する室内環境	5～35℃の範囲で使用ください。
	施工上の留意点	定格電源電圧 100～254Vで使用してください。
	その他設置場所等の制約条件	水や湿気の多い場所、腐食性ガスが出る場所では使用できません。

(ヒートアイランド対策技術分野(地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム))

設置条件	● 地下水が豊富に利用できる地域であること。(当システムでは、冷暖房出力約 50kW に対して最大水量が 80 ℓ/min 程度)	
	● 地下水の流動性が高く、還元水が滞りなく流れること。	
	● 既存の井戸があれば、初期コストは大幅に削減できる。	

<コスト情報>
(閉鎖性海域における水環境改善技術分野)

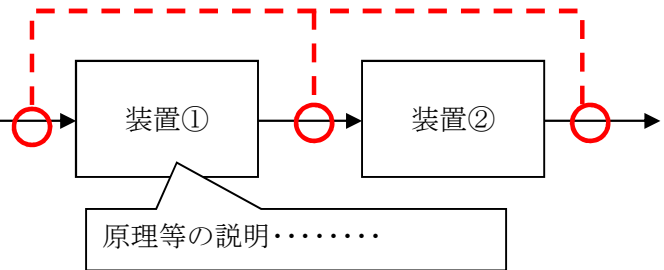
コスト概算 (円)	費目	単価	数量	計
	底泥浚渫工 (合計) 14,689,600 円			
	浚渫脱水処理工 (計) 12,709,600 円			
	プラント搬入組立・解体搬出費	570,000	1 式	570,000 円
	浚渫装置運転(機械、電源費)	86,380	70 日	6,046,600 円
	浚渫工(労務費 4 人、諸雑費)	17,600	70 日	5,103,000 円
	脱水土運搬(10t ユニツク車)	55,000	18 台	990,000 円
	消耗品費 (計) 1,980,000 円			
	無機系凝集剤	1,200	1,650kg	1,980,000 円
	処理対象 1 m ³ あたり (面積 2,200m ² ×底質厚 0.20m=440m ³) 33,385 円			

Ⅱ 概要 (概要版) (続き)	2. 実証の概要	必須	技術の特徴、実証の目的、実証期間、実証の全体の概要を簡潔に記載する。	
	3. 過去に調査した試験データの活用を検討	推奨	申請者により過去に調査して作成された試験データがあれば、活用を検討する。図解を用いて、分かりやすく示す。	<過去に調査した試験データの活用の検討> (有機性排水処理技術分野) 3. 実証試験結果 3.1 既存データの活用 自社試験として、流入のない夜間における油分濃度の変化を確認しているほか(本編 12 頁 4.1(1) 項参照)、実証対象製品を設置した油水分離槽の流入水及び流出水における油分濃度を測定している。始業から終業までの期間を調査している(本編 13 頁 4.1(2) 項参照)。その結果、汚濁負荷量から求めた除去効率は、66%であった。 図 既存データの結果 (採水日: 平成 26 年 12 月 8 日(月))
	4. 実証結果と考察		実証試験結果報告書全体の概要を記載する位置づけから、報告書の目次構成と整合を図る。 各技術分野の実証機関が策定する実証試験要領の「実証試験結果報告書概要版」に基づくものとする。	

Ⅱ 概要 (概要版) (続き)	5. 参考情報	必須	参考情報は、実証済技術を導入しようとするユーザーが技術の概要を理解できるようにするために、右記の様式例を参考とする。可能な限り（参考情報）に具体的に記載してもらうよう、実証申請者に働きかける。 参考情報の見出しは報告書上ではかっこ書きで(参考情報)と記載する。 (参考情報)に記載する内容例 製品名、型番、企業名及びその連絡先、 設置・導入条件、必要なメンテナンス、 耐候性・製品寿命、施工性、コスト 等	＜参考情報＞ <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th colspan="3">実証申請者または開発者 記入欄</th> </tr> <tr> <td>製品名・型番</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>製造（販売）企業名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">連絡先</td> <td>TEL/FAX</td> <td>TEL :</td> <td>FAX :</td> </tr> <tr> <td>Web アドレス</td> <td colspan="2">http://</td> </tr> <tr> <td>E-mail</td> <td colspan="2">@</td> </tr> <tr> <td>設置・導入条件</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>必要なメンテナンス</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>耐候性と製品寿命等</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>施工性</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">コスト概算 (条件:)</td> <td colspan="3">イニシャルコスト</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">メンテナンスコスト</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> このページに示された情報は、技術広報のために実証申請者または開発者が自ら責任において申請した内容であり、環境省及び実証機関は、内容に関して一切の責任を負いません。	項目	実証申請者または開発者 記入欄			製品名・型番				製造（販売）企業名				連絡先	TEL/FAX	TEL :	FAX :	Web アドレス	http://		E-mail	@		設置・導入条件				必要なメンテナンス				耐候性と製品寿命等				施工性				コスト概算 (条件:)	イニシャルコスト						合計			メンテナンスコスト			合計		
項目	実証申請者または開発者 記入欄																																																									
製品名・型番																																																										
製造（販売）企業名																																																										
連絡先	TEL/FAX	TEL :	FAX :																																																							
	Web アドレス	http://																																																								
	E-mail	@																																																								
設置・導入条件																																																										
必要なメンテナンス																																																										
耐候性と製品寿命等																																																										
施工性																																																										
コスト概算 (条件:)	イニシャルコスト																																																									
	合計																																																									
	メンテナンスコスト																																																									
	合計																																																									
Ⅲ 本編 (詳細版)	1. 実証の概要と目的	必須	技術の特徴、実証の目的、実証期間、実証の全体の概要を簡潔に記載する。																																																							
	2. 実証の内容 (続き)	必須	1) 実証の内容、方針、実証項目等																																																							

Ⅲ 本編 (詳細版) (続き)	2. 実証の内容 (続き)	必須	2) 実証体制と実証参加者の責任分掌 ①実証体制 実証に参加する組織、実証体制について、基本的に右記の様式で記載する。	<実証体制>
--------------------------------	--------------------------	-----------	--	---------------------

Ⅲ 本編 (詳細版) (続き)	2. 実証の内容 (続き)	必須	②実証参加者と責任分掌 実証参加者と責任分掌の記載については、右記の様式を基本とする。実証機関において実証報告書の発行権限を持つ責任者と実証申請者を明記分掌するとともに、その責任分掌を記載する。	<実証参加者と責任分掌> 表 2-1 実証試験参加者と責任分掌 <table><tr><th>区分</th><th>実証試験参加機関</th><th>責任分掌</th><th>参加者</th></tr><tr><td rowspan="6">実証機関</td><td rowspan="6">財団法人 建材試験センター</td><td>実証試験の運営管理</td><td rowspan="6">中央試験所 環境グループ ・萩原 伸治 ・田坂 太一 材料グループ ・鈴木 敬夫 ・大島 明</td></tr><tr><td>実証対象技術の公募・審査</td></tr><tr><td>技術実証委員会の設置・運営</td></tr><tr><td>品質管理システムの構築</td></tr><tr><td>実証試験計画の策定</td></tr><tr><td>実証試験の実施・運営</td></tr><tr><td rowspan="4">実証申請者</td><td rowspan="4">オリジン電気 株式会社</td><td>実証試験の計画・実施</td><td rowspan="4">経営企画部 調査研究課 ・藤本 哲夫 ・鈴木 澄江 ・村上 哲也</td></tr><tr><td>実証試験の実施・運営</td></tr><tr><td>実証試験の実施・運営</td></tr><tr><td>実証試験の実施・運営</td></tr><tr><td rowspan="3">実証機関</td><td rowspan="3">オリジン電気 株式会社</td><td>実証試験の実施・運営</td><td rowspan="2">中央試験所 所長 ・黒木 勝一</td></tr><tr><td>実証試験の実施・運営</td></tr><tr><td>実証試験の実施・運営</td><td>塗料事業部 技術部長 ・関部 敬三</td></tr></table> 実証機関と実証申請者、実証機関内担当者間の責任分掌を明確にする	区分	実証試験参加機関	責任分掌	参加者	実証機関	財団法人 建材試験センター	実証試験の運営管理	中央試験所 環境グループ ・萩原 伸治 ・田坂 太一 材料グループ ・鈴木 敬夫 ・大島 明	実証対象技術の公募・審査	技術実証委員会の設置・運営	品質管理システムの構築	実証試験計画の策定	実証試験の実施・運営	実証申請者	オリジン電気 株式会社	実証試験の計画・実施	経営企画部 調査研究課 ・藤本 哲夫 ・鈴木 澄江 ・村上 哲也	実証試験の実施・運営	実証試験の実施・運営	実証試験の実施・運営	実証機関	オリジン電気 株式会社	実証試験の実施・運営	中央試験所 所長 ・黒木 勝一	実証試験の実施・運営	実証試験の実施・運営	塗料事業部 技術部長 ・関部 敬三
	区分	実証試験参加機関	責任分掌		参加者																										
実証機関	財団法人 建材試験センター	実証試験の運営管理	中央試験所 環境グループ ・萩原 伸治 ・田坂 太一 材料グループ ・鈴木 敬夫 ・大島 明																												
		実証対象技術の公募・審査																													
		技術実証委員会の設置・運営																													
		品質管理システムの構築																													
		実証試験計画の策定																													
		実証試験の実施・運営																													
実証申請者	オリジン電気 株式会社	実証試験の計画・実施	経営企画部 調査研究課 ・藤本 哲夫 ・鈴木 澄江 ・村上 哲也																												
		実証試験の実施・運営																													
		実証試験の実施・運営																													
		実証試験の実施・運営																													
実証機関	オリジン電気 株式会社	実証試験の実施・運営	中央試験所 所長 ・黒木 勝一																												
		実証試験の実施・運営																													
		実証試験の実施・運営	塗料事業部 技術部長 ・関部 敬三																												
	必須	3) 実証対象技術（機器等）の概要 実証対象技術の概要を及び技術の特徴を記載する。また、装置や周辺機器の仕様、処理フロー、装置の実寸や容積等の仕様、設計図、設置方法、運転、維持管理方法、装置の運転条件設定等を示す。																													

Ⅲ 本編 (詳細版) (続き)	2. 実証の 内容 (続き)	必須	4) 試験場所（またはその他の条件）等の概要 ①実証の概要 実証時の試験方法・条件、システム全体構成、試験実施場所、監視項目等をわかりやすく記載する。 実証時のシステム全体構成を視覚的に理解するためのシステム図、フロー図、写真等を用いる。写真等は、装置の全体像、主要部、測定器等の設置状況がわかる写真等を使用することが望ましい。フロー図は基本原理や各プロセス(装置、水槽等)の機能の説明書きが付されたものを使用する。 書き方・表現方法は、技術の特性に応じて適切なものを選択する。 なお、記載に当たり、実証申請時や実証計画の策定時等の段階で、実証申請者に対し情報提供を求めることも一案とする。 また、システム図、フロー図、写真等に関して、実証申請者からノウハウに係わる部分の掲載が認められない場合は、機密情報を除いた形で何らかの視覚化ができないか、検討することが望ましい（機密情報を排除した視覚化が難しい等の場合には、やむを得ないものとする）。	<実証試験時のシステム構成等> 装置の前後で測定することにより各装置ごとの効果がわかる。出口側が入口側より値が地行ければこれが除去効果を意味し、除去率が計算できる。 除去率%=(入口と出口の値の差)÷入口の値  ラボ試験の写真等の記載例（VOC 等簡易測定技術分野） FTVR-01 用試料採取ユニット (PGM-1800 用にも活用)  試験用ガス調製装置（一部のみ使用）  試験用ガス調製装置 
--------------------------------	-------------------------------	-----------	--	---

Ⅲ 本編
(詳細版)
(続き)

2. 実証の
内容
(続き)

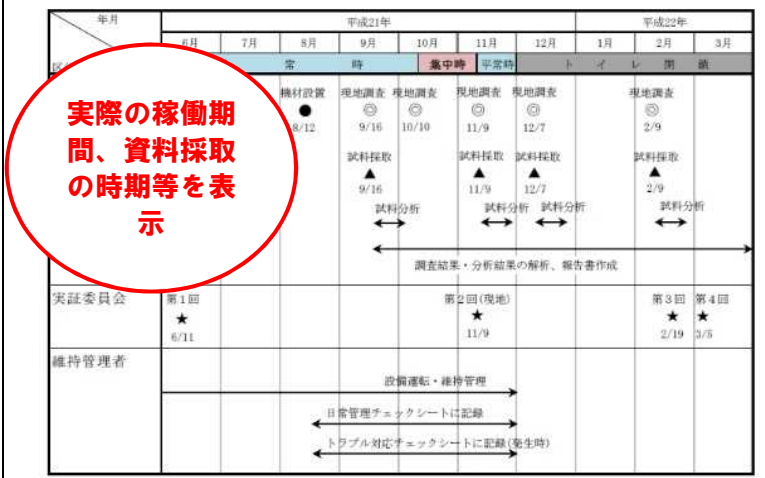
必須

②スケジュール

試験に要した工程を分かりやすく記載する。スケジュールの記載方法はバーチャート、表形式等が考えられる。

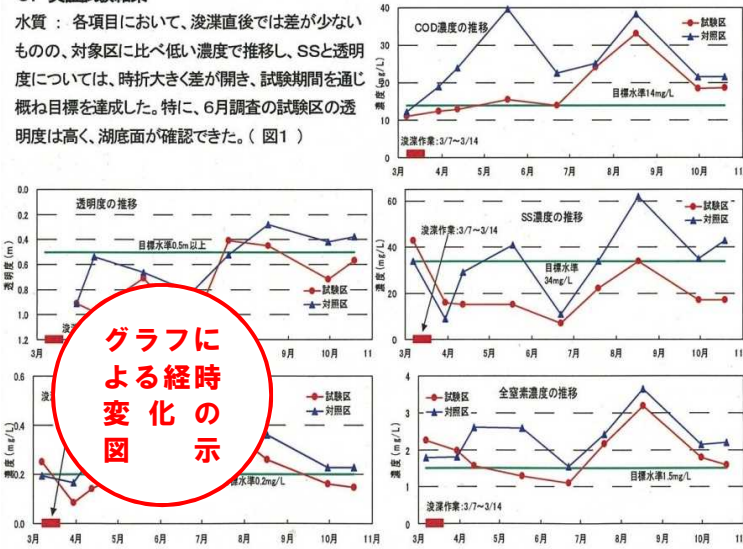
＜スケジュールのバーチャート＞

(自然地域トイレし尿処理技術分野)



(閉鎖性海域における水環境改善技術分野)

項 目		平成21年												平成22年		
		6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
酸化マグネシウムの散布	試験区1															
	試験区2															
底質調査		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
底生生物調査		●		●		●		●		●		●		●		●
水質連続観測																
水質鉛直観測		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

Ⅲ 本編 (詳細版) (続き)	3. 過去に調査した試験データの活用を検討	推奨	申請者により過去に調査して作成された試験データがあれば、活用を検討する。図解を用いて、分かりやすく示す。	
	4. 試験結果	必須	試験の結果を表やグラフを用いて明記する。実証項目の結果の技術的適切性を説明するために必要なデータをできるだけ明記する。計測器等で計測されたデータについては、基本的に加工(計算)前の値も必ず記載する。また、試験に影響する因子(例えば、気温、気象条件等)についても可能な限り掲載するものとする。 加工前のデータについては、量が多い場合は範囲○○～○○、最大値・平均値・最小値のような書き方も一例である。	<実証項目の測定結果> (湖沼水質浄化技術分野) 3. 実証試験結果 水質：各項目において、浚渫直後では差が少ないものの、対象区に比べ低い濃度で推移し、SSと透明度については、時折大きく差が開き、試験期間を通じ概ね目標を達成した。特に、6月調査の試験区の透明度は高く、湖底面が確認できた。(図1)  図1 水質濃度の推移 注) 表、グラフ、イラスト等を活用してわかりやすく記載する。棒グラフ、折れ線グラフ、円グラフ等の選択は自由である。

III 本編
(詳細版)
(続き)

5. 試験結果に基づく
実証結果

必須

試験の結果の読み方に関して、判断基準をわかりやすく記載する。

＜試験結果に基づく実証結果＞

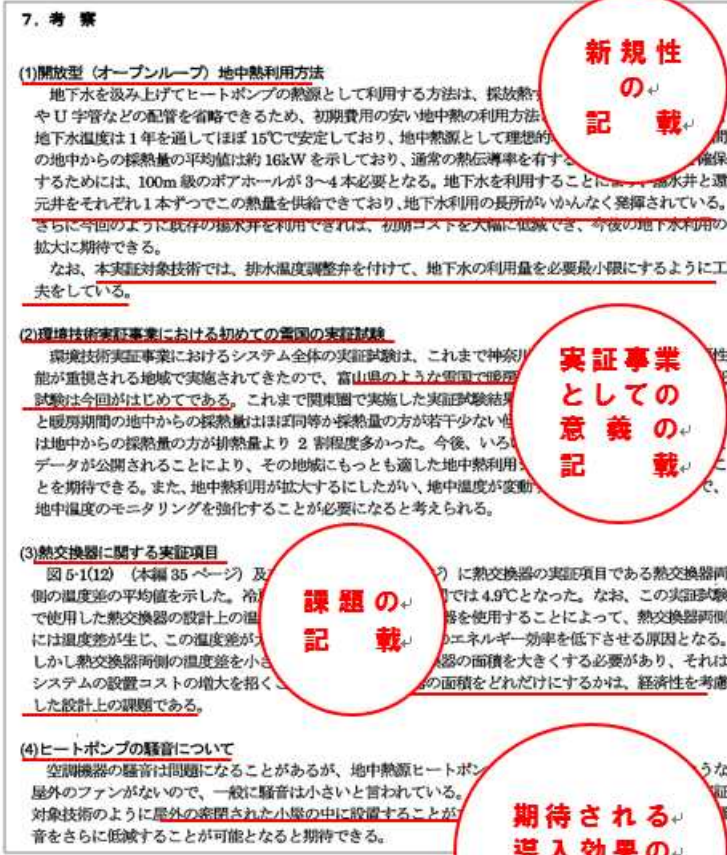
(ヒートアイランド対策技術分野（建築物外皮による空調負荷低減等技術）)

5.1.2. 空調負荷低減等性能実証項目（数値計算）
(1) 実証項目の計算結果
【算出対象区域：LD 部（住宅）、事務室南側部（オフィス）】
比較対象：フィルム貼付前

		東京都		大阪府	
		住宅(戸建木造)	オフィス	住宅(戸建木造)	オフィス
冷房負荷 低減効果*1 (夏季 1ヶ月)	熱量	97 kWh/月 (523kWh/月 → 426kWh/月)	231kWh/月 (1,092kWh/月 → 861kWh/月)	102 kWh/月 (583kWh/月 → 481kWh/月)	251 kWh/月 (1,232kWh/月 → 981kWh/月)
		18.5%低減	21.2%低減	17.5%低減	20.4%低減
	電気 料金	472 円低減	894 円低減	526 円低減	853 円低減
冷房負荷 低減効果*1 (夏季 6～9月)	熱量	307 kWh/4ヶ月 (1,443kWh/4ヶ月 → 1,136kWh/4ヶ月)	543kWh/4ヶ月 (2,378kWh/4ヶ月 → 1,835kWh/4ヶ月)	336 kWh/4ヶ月 (1,648kWh/4ヶ月 → 1,312kWh/4ヶ月)	627 kWh/4ヶ月 (2,815kWh/4ヶ月 → 2,188kWh/4ヶ月)
		21.3%低減	22.8%低減	20.4%低減	22.3%低減
	電気 料金	1,502 円低減	2,089 円低減	1,740 円低減	2,115 円低減
室温上昇 抑制効果*2 (夏季 15時)	自然 室温 *3	2.9℃ (40.7℃→37.8℃)	0.2℃ (40.3℃→40.1℃)	2.3℃ (39.9℃→41.4℃)	0.7℃ (40.3℃→40.0℃)
		3.3℃ (41.4℃→38.1℃)	0.3℃ (40.3℃→40.0℃)		
	体感 温度 *4				

*1：夏季1ヶ月（8月）及び夏季（6～9月）において稼働した場合の冷房負荷低減効果
*2：8月1日の15時における対象部での室温の抑制効果
*3：冷房を行わないときの室温
*4：平均放射温度（MRT）を考慮した温度（空気温度）
注）数値計算は、モデル的な住宅及びオフィスを想定した環境下での計算結果であり、実際の導入環境とは異なる。

一般消費者には
熱負荷の低減効果
を示すだけでは
理解しにくい
ため、電気料金等
のわかりやすい指標
に換算した例

Ⅲ 本編 (詳細版) (続き)	6. 実証結果に関する考察	必須	実証の結果の記載にとどまらず、その結果を踏まえた実証に関する考察を記載する。 ①考察の視点の例 (1) 実証事業としての意義 (2) 期待される導入効果（実証試験結果から導き出される導入効果、実証試験結果以外に期待される導入効果） (3) 技術としての新規性 (4) 従来技術に対する優位性（経済性等） (5) 技術開発の可能性（技術実証検討会等における技術的アドバイス、「この点を改善すればより大きな効果が出る可能性がある」等） (6) 普及拡大に向けた課題 等 考察の書き方は、技術の内容、特性により異なるため実証機関の自由裁量による。 申請者に対しては、試験結果に基づく実証結果及び実証結果に関する考察に対して確認を求める。申請者からの確認結果等は、可能な限り考察に含める。	<実証結果に関する考察> (ヒートアイランド対策技術分野（地中熱・下水等を利用したヒートポンプ空調システム）) 
--------------------------------	----------------------	-----------	--	---

Ⅲ 本編 (詳細版) (続き)	6. 実証結果に関する 考察 (続き)	必須	②比較可能な技術に対する優位性の記載 比較可能な技術に対する優位性を記載する。	<実証結果に関する考察> (湖沼水質浄化技術分野) 5.5 機器の優位性 従来の湖沼水質浄化技術は、 ①湖沼水をある程度抜いた後にバキューム車で底質を吸引し浚渫する ②湖沼水を全て抜いた後に底質を重機により浚渫する方法 ③湖沼水を全て抜いた後に数ヶ月間日干しを行う「かいぼり」の方法 等があるが、浚渫土を乾燥させる大きな沈殿池が必要となり臭気も問題となる。また、浚渫した底質は産業廃棄物としての処分となる。何れの方法とも魚類の移設が必要である。 (1)環境影響に対する優位性 本システムでは湖沼水を抜かずに底質を除去するため魚類の移設が必要ない。また、沈殿池も必要がなく、底質が空気と触れることなく脱水処理されるため施工中の臭気問題がないなど、湖沼内の生態系の保全と環境に配慮した工法である。 (2)経済性 浚渫土を乾燥させる沈殿池を必要とせず、乾燥期間を必要としないことから短期間での施工が可能となる。また、脱水処理されているため排出土量が減少し処理費用も低減する。さらに魚類の移設が必要ないなど、経済性が向上する。 (3)資源化 6日間の浚渫作業期間中に除去された脱水土量は 3,372kg(水分約 50%)であり、土壤溶出量試験の結果、全ての試験項目について「土壤の汚染に係る環境基準」を下回っているため、湖沼周辺の補充用土として利用することが可能である。 優位性の記載
付録	専門用語集	必須	報告書に用いられている専門用語について用語集や脚注において解説をする。 試験に特有の用語と技術的専門用語については分けて整理し解説する等、わかりやすさに留意する。 用語集においてどのような語を解説するのかは実証機関の自由裁量に委ねる。	用語集の記載例 (地球温暖化対策技術分野 (照明用エネルギー低減技術 (反射板・拡散板等))) 【用語の定義】 ・実証対象技術 : 本実証事業で実証の対象とする ・実証対象製品 : 実証対象技術を製品として使用するものを指す。 ・実証項目 : 実証対象技術の性能や効果 ・参考項目 : 実証対象技術の性能や効果 ・全光線反射率 (%) : 試験片の平行入射光束に対する放射束を (CIE) 照度で表した量。 ・光束 (lm:ルーメン) : 光源からある方向に向かう光束。鏡面反射において反射放射束 (または入射光束) に対する比。 ・光度 (cd:カンデラ) ・鏡面反射率 (%) 実証試験特有用語と専門用語とを整理し解説している例

(別紙7) 環境省環境技術実証事業ロゴマークのデザイン

共通ロゴマークと個別ロゴマークのデザインを以下に示す。

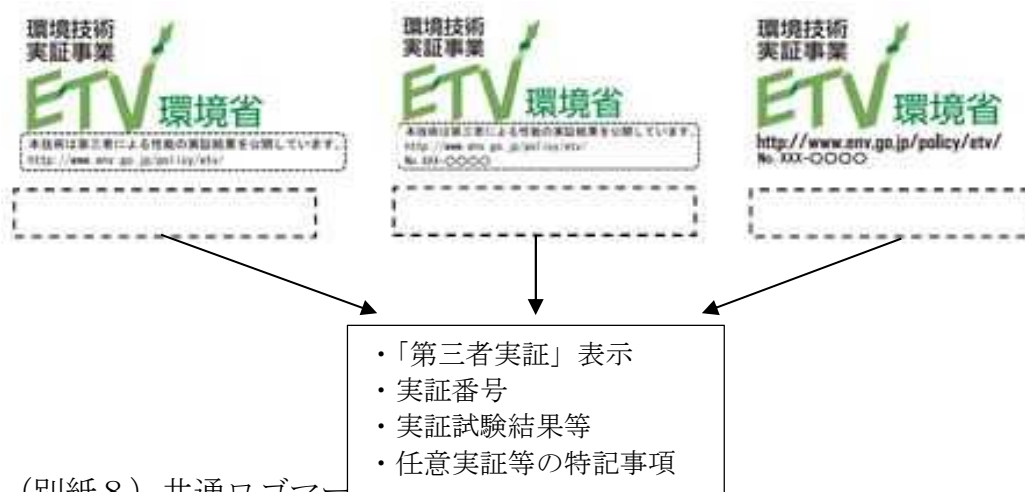
①共通ロゴマーク



②個別ロゴマーク

個別ロゴマークは、共通部分に技術ごとに付与される各種情報を共通ロゴマークの下に表示するものである。

表示内容は、分野ごとに決定する。



(別紙8) 共通ロゴマークの配置



※背景色は白色とする

紙媒体等での使用(CMYK)=(C:0%,M:0%,Y:0%,K:0%)

webサイト等での使用(RGB)=(R:255,G:255,B:255)

	A色 	B色 	C色 	D色 	E色 
紙媒体等での使用 (CMYK)	C : 60% M : 15% Y : 80% K : 0%	C : 100% M : 20% Y : 100% K : 0%	C : 30% M : 2% Y : 50% K : 0%	C : 75% M : 15% Y : 90% K : 0%	C : 0% M : 0% Y : 0% K : 100%
webサイト等での使用 (RGB)	R : 100 G : 160 B : 65	R : 0 G : 110 B : 45	R : 180 G : 220 B : 125	R : 65 G : 140 B : 50	R : 0 G : 0 B : 0